

2021年1月28日

北海道大学  
総長 賀金 清博 様

北海道大学教職員組合  
執行委員長 山形 定



## 新型コロナ感染症蔓延下における非正規雇用職員雇止めの停止を求める要請

新型コロナ感染症への抜本的対策が講じられないまま全国的に感染者数が増加しており医療崩壊が進行中です。多くの都府県には緊急事態宣言が出され、またいくつかの自治体では独自の緊急事態を出しています。北海道では、全道的感染状況が続き、感染者確認数は下げ止まらない状態が続いています。このような状況下で経済状況も悪化し、雇用問題が発生しています。厚労省の調べによれば、新型コロナ感染症が原因で解雇された労働者を含む「解雇等見込み労働者数」は全国で8万人を超える、この数も一部に過ぎない可能性があります。北海道の「解雇等見込み労働者数」は3000を超えていました。

北海道大学では、このような解雇は起きていませんが、従来から非正規雇用職員が5年期限で雇止めされており、コロナ禍の下でもこの雇止めは継続されています。総長は総長候補時に北大職組が出した公開質問に対し「非正規雇用職員なしには、大学の運営は成り立たない」と回答されおりました。経験を積み、北大の業務を担ってきた非正規雇用職員を採用から5年経ったという理由で一律に雇止めすることは北海道大学にとっても合理性を欠くという北大職組の認識も共有していただけるものと確信しております。

新型コロナ禍の状況下では、雇止めされた職員が次の職に就けず生活に困窮する可能性がいつにも増して高いことは明らかです。北大職組は、これまでも、そしてこれからも非正規雇用職員の5年期限ルールの撤廃を求めており、新型コロナ感染症が収束するまでの期間は緊急避難的に5年期限の機械的適用をやめ、労働者の雇用を守ることが必要と考え下記のことと要請します。

### 記

1. 非正規雇用職員が採用から5年を迎えることを理由に、代わりとなる新たな非正規雇用職員を募集する際には、雇止め対象者の応募を認め、可能な限り雇用継続させること
2. 障がい者雇用など5年期限の例外規定を積極的に利用し、雇止めをなくすこと

以上